

広島文教女子大学外国人留学生に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、広島文教女子大学（以下「本学」という。）学則第 81 条第 2 項に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において留学生とは、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を許可された者をいう。

(入学資格)

第 3 条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(2) 出入国管理及び難民認定法に定められた「留学」の在留資格を有する者

(入学時期)

第 4 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第 5 条 本学に留学生として入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(選考方法)

第 6 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 合格者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 7 条 前条第 2 項の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、所定の期日までに本学が定める入学手続書類を提出するとともに、所定の入学金・授業料を納付しなければならない。

(入学許可)

第 8 条 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(学則等の準用)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、学則及びその他学生に関する諸規程等を準用する。

(事 務)

第 10 条 留学生に係る事務は、学園統括部学生サポート課で処理する。

(雑 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、大学運営協議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。